

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成24年11月22日(2012.11.22)

【公表番号】特表2009-524537(P2009-524537A)

【公表日】平成21年7月2日(2009.7.2)

【年通号数】公開・登録公報2009-026

【出願番号】特願2008-551841(P2008-551841)

【国際特許分類】

B 32B 27/30 (2006.01)

【F I】

B 32B 27/30 D

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年10月1日(2012.10.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(1) ポリエチレンテレフタレート(PET)またはポリエチレンナフタレート(PEN)のシートに結合したポリフッ化ビニリデン(PVDF)ベースのフィルムF1、または、(2) PVDFベースのフィルムF2に結合しているPETまたはPENのシートに結合したPVDFベースのフィルムF1を有する多層構造物であって、

上記フィルムF1および/またはフィルムF2は、50~70重量部の少なくとも一種のPVDFと、10~40重量部の少なくとも一種のポリメチルメタアクリレート(PMMA)と、10~25重量部の少なくとも一種の無機充填材とを含む(全体で100重量部)組成物Aの層を有し、この組成物Aはアクリルエラストマーもコア/シェル粒子も含まず、上記組成物AのPVDFは87~93重量%のビニリデンフルオライド(VDF)と、7~13重量%のフッ素化されたコモノマーとから成り、

PETまたはPENのシートと上記フィルムF1および/またはフィルムF2との間に接着剤の層が配置され、この接着剤の層は不飽和カルボン酸またはその無水物によって官能化されたポリオレフィンを含まず、また、モノマーとして不飽和酸またはその無水物によって変性されていてもよいアクリル酸、アクリレートおよびアルキルアクリレートを含むホモポリマーまたはコポリマーも含まない、ことを特徴とする多層構造物。

【請求項2】

PETまたはPENのシートとは反対側の上記組成物Aの層の次にPVDFのホモポリマーのみから成る組成物Cの層をさらに有する請求項1に記載の多層構造物。

【請求項3】

上記のフッ素化されたコモノマーがフッ化ビニル、三フッ化エチレン、クロロトリフルオロエチレン、1,2-ジフルオロエチレン、テトラフルオロエチレン、ヘキサフルオロプロピレン、ペルフルオロ(アルキルビニル)エーテル、ペルフルオロ(1,3-ジオキソール)およびペルフルオロ(2,2-ジメチル-1,3-ジオキソール)の中から選択される請求項1または2に記載の多層構造物。

【請求項4】

上記のペルフルオロ(アルキルビニル)エーテルがペルフルオロ(メチルビニル)エーテル、ペルフルオロ(エチルビニル)エーテルおよびペルフルオロ(プロピルビニル)エ

ーテルの中から選択される請求項3に記載の多層構造物。

【請求項 5】

上記のP M M Aが5～15重量%のC 1～C 8アルキル(メタ)アクリレートを含む請求項1～4のいずれか一項に記載の多層構造物。

【請求項 6】

C 1～C 8アルキルの(メタ)アクリレートがアクリル酸メチルおよび/またはアクリル酸エチルである請求項5に記載の多層構造物。

【請求項 7】

上記接着剤層がウレタン、エポキシまたはポリエステルの接着剤である請求項1～6のいずれか一項に記載の多層構造物。

【請求項 8】

上記無機充填材が金属酸化物、炭酸塩、アルミノ珪酸塩、Ba SO₄、Zr Si O₄、Fe₃O₄、Sb₂O₃、Sb₂O₅、Al(OH)₃、Mg(OH)₂、フンタイト(huntite、3MgCO₃·CaCO₃)およびヒドロマグネサイト(3MgCO₃·Mg(OH)₂·3H₂O)である請求項1～7のいずれか一項に記載の多層構造物。

【請求項 9】

上記金属酸化物が酸化チタン(TiO₂)、シリカ、石英およびアルミナの中から選択される請求項8に記載の多層構造物。

【請求項 10】

上記炭酸塩が炭酸カルシウム、ドロマイト(CaCO₃·MgCO₃)の中から選択される請求項8に記載の多層構造物。

【請求項 11】

上記アルミノ珪酸塩がモンモリロナイトである請求項8に記載の多層構造物。

【請求項 12】

上記無機充填材がカーボンブラックまたはカーボンナノチューブの中から選択される電気伝導性充填材である請求項1～7のいずれか一項に記載の多層構造物。